

国民健康保険と後期高齢者医療制度 一部変わりました

保険証と保険料納入通知書を7月中に国民健康保険は世帯ごと、後期高齢者医療制度は個人ごとに発送します。届いたら中を確認してください。29年度末の国保加入者のうち65歳以上75歳未満の割合は45.3%で、平均年齢が上昇しています。後期高齢者の人数は、約2万3,000人で、毎年1,000人以上増え続けています。今後も、日本の医療保険制度を維持していけるように国保と後期の制度が30年度から一部変更になりました。

国民健康保険が広域化されました

今までは市が国民健康保険の運営を行っていましたが、30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、市と一緒に運営を担うこととなります。保険証の発行、保険料の決定や徴収などは今までどおり市が行います。

●保険証の表記が一部変わります 今まで「八千代市国民健康保険被保険者証」でしたが、今回から「千葉県国民健康保険被保険者証」に、「資格取得年月日」は「適用開始年月日」、「保険者 八千代市」は「交付者 八千代市」と保険証の表記が一部変わります。

保険料が変わります

国保 保険料の上限が89万円から93万円になります。

【表1】 国民健康保険料の軽減基準

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額等の合計が次の額以下であること
7割	33万円以下
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下

【表2】 後期高齢者医療制度保険料の軽減基準

軽減割合	軽減後の均等割額	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計が次の額以下の人
9割	4,100円	33万円以下で、被保険者全員の所得が0円(年金などの控除額は80万円で計算)
8.5割	6,150円	33万円以下
5割	2万500円	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下
2割	3万2,800円	33万円+(50万円×被保険者数)以下

後期

30・31年度の年間保険料は一人当たりの金額(均等割)4万1,000円に、所得に応じた金額(所得割)の7.89%を加えたものです。保険料の上限は62万円です。

保険料の軽減措置も変更

国保

表1のとおり、一人当たりの金額(均等割)と一世帯当たりの金額(平等割)の軽減割合の判定基準が一部変わります。

後期

均等割の軽減措置が表2のとおり変わります。社会保険などの被扶養者だった人は保険料の軽減は均等割額が5割、所得割は0円で計算されます。

●申告を忘れずに 国保・後期とも軽減を受けるには、公的年金以外の収入を除く、世帯主と被保険者全員の申告が必要です。収入がない人も市県民税の申告を忘れずに行ってください。

【表3】 70歳以上の人の所得区分と自己負担限度額(30年8月診療分から)

(単位:円)

自己負担割合	所得区分	対象者(同世帯に現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰがいる場合を含む)	外来+入院(世帯単位)		多数回該当の場合	高額医療・高額介護合算の自己負担限度額
			外来(個人単位)			
3割	現役並み所得者Ⅲ	課税標準額が690万以上の人	25万2,600+(医療費-84万2,000)×1%		14万100	212万
	現役並み所得者Ⅱ	課税標準額が380万以上690万未満の人	16万7,400+(医療費-55万8,000)×1%		9万3,000	141万
	現役並み所得者Ⅰ	課税標準額が145万以上380万未満の人	8万100+(医療費-26万7,000)×1%		4万4,400	67万
2割・1割	一般	現役並み所得者、低所得者(区分)Ⅱ・Ⅰ以外の人	1万8,000 年間上限 14万4,000	5万7,600	4万4,400	56万
	低所得者(区分)Ⅱ	世帯の全員が市民税非課税の人(低所得者(区分)Ⅰ以外の人)	8,000	2万4,600	—	31万
	低所得者(区分)Ⅰ	世帯の全員が市民税非課税で、①か②に該当すること ①世帯全員の個人の所得(年金収入の控除額は80万で計算)が0円 ②老齢福祉年金を受給している	8,000	1万5,000	—	19万

社会を明るくする運動を開催します
罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築く全国的な運動です。7月は強調月間として講演会と演奏会を開催します。直接会場へ。駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。
▼日時 7月7日(土)午後1時から受け付け ▼場所 市民会館小ホール ▼内容 ①講演会「八千代市における犯罪状況について」②演奏会「勝田台中学校吹奏楽部」 (健康福祉課)



市民後見人養成研修会の事前説明会
市民後見人を養成する研修会の内容や参加要件などについて事前説明会を開催します。先着50人。
▼日時/場所 7月25日(水)午後3時15分、8月7日(火)午後1時/いずれも福祉センター第3・4会議室 ▼対象 市内在住の20歳以上の人 ▼問い合わせ・申し込み 社会福祉協議会(483)3021 (福祉総合相談室)

成年後見制度講演会
今から備える「今後のこと」と「できること」、成年後見制度、遺言、相続について事例を交えて説明します。先着120人。
▼日時/場所 7月25日(水)午後1時から/福祉センター第3・4会議室 ▼対象 市内在住か在勤の人 ▼申し込み 7月2日(月)~20日(金)に社会福祉協議会(483)3021か、ファクスで氏名、年齢、住所、電話番号を記入し、(483)9787へ。ファクスでの受け付け確認は、定員を超えた場合のみ返信します。(福祉総合相談室)

道の駅やちよ開設記念祭
加工品の販売やスイカ(15日のみ)やメモロンのカット販売、花や牛乳アイスの割引販売など。なくなり次第終了となります。
▼日時 7月14日(土)~16日(祝)午前10時~午後4時 ▼場所 八千代ふるさとステーション ▼問い合わせ 同ステーション(488)6711 (農政課)



▼日時 9月8日(土)①午後2時、②6時 ▼場所 勝田台文化センター ▼料金 一般800円(当日は1000円)、フレンド会員600円、18歳以下・障害者500円。全席自由。市民会館、八千代台・勝田台文化センターで販売 ▼問い合わせ 文化・スポーツ振興財団(483)5111 (総合企画課)